

毎週火、金曜日発行（但休日<sup>に</sup>当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

◇規 則 鳥取県みづばち、転飼条例施行規則の一部  
改正

◇告 示 鳥取県農業共済組合専任職員資格試験委  
員規程の廃止

◇告 示 牛その他の物品の移入禁止区域の指定解  
除

土地改良役員の退任及び就任  
建設業者の変更登録  
建設業者の登録まつ消

### ◇教委告示

未墾地買収予定地の公示  
牛その他の移入禁止区域の指定解除  
市町村農業共済組合専任職員資格試験実  
施要領の廃止  
土地の公用廃止  
医療機関の指定  
臨時教育委員会の招集

## 規 則

鳥取県みづばち、転飼条例施行規則の一部を改正する規  
則をここに公布する。

昭和三十四年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十三号

鳥取県みつばち、転飼条例施行規則（三十一年四月鳥取県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 条例第四条第二項の規定による転飼許可証は、第四号様式のとおりとし、一件につき一枚を交付するものとする。

2 条例第三条第一項の規定による許可を受けて転飼する者は前項の許可証を携帯しなければならない。第五号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農業共済組合専任職員資格試験委員規程を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十四年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十四号

鳥取県農業共済組合専任職員資格試験委員規程を廃止する規則

鳥取県農業共済組合専任職員資格試験委員規程（昭和二十九年一月鳥取県規則第五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百七十八号

昭和三十四年十月鳥取県告示第五百三十二号による牛その他の物品の移入禁止区域の指定は、昭和三十四年十二月二十二日限り解除する。

昭和三十四年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があった。

昭和三十四年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

賀野村中の谷土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 加藤 伊勢松 西伯郡会見町田住

赤井 義治

新井 高一 宮前

浅田 政治 天万

竹内 鉄造

岡田 勲 市山

中原 寿人 宮前

加藤 亮

山中 為明 市山

岡田 知重

細田 為文 朝金

赤井 重治

岡田 滝雄 市山

小林 亮之 田住

就任した役員の氏名及び住所



登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
(ほ)鳥取県知事登録 第五〇四号	昭三三、五、一〇	聖建設株式会社	(旧)鳥取市吉方八〇六の二	白岩 春夫
(ほ)鳥取県知事登録 第四二四号	昭三三、五、八	(新)城東建設有限公司 (旧)有限会社城東塗工社	鳥取市藪片原町一八	伊藤 行夫
(へ)鳥取県知事登録 第五九〇号	昭三四、一〇、一六	高見建設有限公司	鳥取市瓦町三〇	(新)石井 健一郎 (旧)沢田 房雄

鳥取県告示第六百八十一号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。  
昭和三十四年十二月二十二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名称	所在地	申請者氏名	まつ消年月日
(ほ)鳥取県知事登録 第四二九号	昭三三、四、三〇	山東建設	気高郡鹿野町大字 河内八一四	小林 高夫	昭三四、一一、九
鳥取県告示第六百八十二号	昭三一、一一、九	山浦組	日野郡日南町湯河 六九八	山浦 定義	

鳥取県告示第六百八十二号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。  
昭和三十四年十二月二十二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	まつ消年月日
(ほ)鳥取県知事登録 第四七八号	昭三三、一〇、七	有限会社中山木材建設	西伯郡中山町大字 塩津九三七	増井 初蔵	昭三三、一〇、七
鳥取県知事登録 二九号	昭三三、一〇、七	末広土建工業株式会社	鳥取市東品治二二 の七	池田 秀雄	

〃 〃 四七号	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃			
共栄建設有限会社	日野土建株式会社	原工務所	林組	米子鉄道工業株式会社	西伯郡大山町大字 坊領四三七の五	多里	日野郡多里村大字 一七六一	鳥取市古海	米子市末広町九	佐伯忠義	森 晃
〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第六百八十三号

次の土地は、国が買収する予定であるから、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十八条第一項の規定により告示する。

昭和三十四年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

明治地区  
一土地の所在

鳥取市上原字神下り坂五七二次一	所 在	山林	台帳	積	所有者の住所氏名
山林		山林	現況		同 所六三番屋敷 大 賀 猪之蔵
			台帳		同 所四一番屋敷 藤 岡 円 蔵
			買収		同 所五番屋敷 徳 永 幾 蔵
					同 所二六〇番地 加 藤 由 治
鳥取市上原二〇〇番地 加 藤 新太郎					

同	同	同	同		
所字虫尾谷六二八次一	所字虫尾谷六二八番地	所字長尾六一〇番地	所字長尾六〇八番地		
山林	山林	畑	田		
原野	山林	山林	山林		
・〇〇元	・四〇三	外畦畔 ・一〇七 ・〇〇五	・七〇七		
・〇〇元	・四〇三	外畦畔 ・一〇七 ・〇〇五	・一〇五		
鳥取市上原	鳥取市上原三四六	鳥取市上原二二二	鳥取市上原一一一	同	同
田中義隆	松村常治	加藤森秀	山形俊英	中村建三	藤岡雄三

			同	同	同
			所字下り坂大ナル道上 九二三の二	所字神下り坂向九二二 の三	所字虫尾谷六二九
			山林	原野	山林
			山林	山林	山林
			六・六〇〇	・三二四	・三三五
			二・九〇〇	・三二四	・三三五
同	同	同	鳥取市上原二〇〇	鳥取市上段三七	鳥取市上原三四六
山所二八 川周蔵	藤岡礼蔵	藤岡直義	加藤松次郎	沢田義照	松村常治

同	所字上ノ原ノ二一、〇九一	原野	原野	・二四	・二四	岸本町久古 亡野口直太郎 右相続人 野口 国夫	大幡外二(八郷工区)地区 一、土地の所在	農地とすべき土地	附帯地	道路敷	計	戸入植予定数	戸増反予定数	備考
								反 ・八二三	反 三・九一八		反 四・八二一			
同	西伯郡岸本町久古字北田山際七七三	山林	原野	反 ・二六	反 ・二六	岸本町久古 中原善蔵 右相続人 中原 万助	所	農地とすべき土地	附帯地	道路敷	計	戸入植予定数	戸増反予定数	備考
								反 ・八二三	反 三・九一八		反 四・八二一			
所在		地目	面積	所有者の住所氏名										
		台帖	台帖											
		現況	買収											

同	所字神下り坂の内大平 界九二三の三	原野	宅地	・二九	・二九	同 所二六一 村 井 喜代蔵	同	農地とすべき土地	附帯地	道路敷	計	戸入植予定数	戸増反予定数	備考
								反 ・八二三	反 三・九一八		反 四・八二一			
同	所字小丸山ノ内大ナル 界八九九	原野	山林	・三〇	・三〇	鳥取市上段一三番屋敷 沢 田 義 治	同	農地とすべき土地	附帯地	道路敷	計	戸入植予定数	戸増反予定数	備考
								反 ・八二三	反 三・九一八		反 四・八二一			
同	鳥取市松上字鳥居元三の五	原野	原野	・〇一七	・〇一七	鳥取市上原 坂 口 伝太郎	同	農地とすべき土地	附帯地	道路敷	計	戸入植予定数	戸増反予定数	備考
								反 ・八二三	反 三・九一八		反 四・八二一			
二、土地利用予定の概要														





伯仙町 泉村地区  
一、土地の所在

所 在	西伯郡伯仙町日下坂峯	地	目	面 積	所有者の住所氏名
		台帖	現況		
	山林	山林	反	一四・三二四	伯仙町福万三四七 高田博愛
			反	三・一〇〇	

二、土地利用予定の概要

農地とすべき土地	附帯地	道路敷	計	戸入植予定数	戸増反予定数	備考
三・一〇〇 反			三・一〇〇 反			
以上						

鳥取県告示第六百八十四号  
昭和三十四年十一月鳥取県告示第六百二十八号による  
牛その他の物品の移入禁止区域の指定のうち岐阜県は、  
昭和三十四年十二月二十二日限り解除する。

昭和三十四年十二月二十二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百八十五号

市町村農業共済組合専任職員資格試験実施要領(昭和  
三十一年一月鳥取県告示第三十三号)は、昭和三十四年  
十二月二十二日限り廃止する。

昭和三十四年十二月二十二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百八十六号  
次の土地は、昭和三十四年十二月八日からその公用を

廃止した。

昭和三十四年十二月二十二日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
  - 一、場 所 米子東福原字大南原八ノ一、一五ノ二番地先
  - 二、地 又は品目 水路
  - 三、面 又は数量 参拾坪八合九勺
- 関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第六百八十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六  
条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十四年十二月二十二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	管 轄 保 健 所 名
昭和三十四年十二月十八日	潮 診 療 所	西伯郡会見町三崎三十七番地	米子保健所
<p>鳥取県教育委員会告示第三十九号 臨時教育委員会を次のとおり招集する。 昭和三十五年十二月二十二日</p> <p>鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦</p> <p>一、日 時 昭和三十四年十二月二十五日午後一時</p> <p>二、場 所 鳥取県教育委員会会議室</p> <p>三、議 題 1. 委員長の選挙について 2. 昭和三十五年度予算について</p>			

昭和四年四月十五日第三号 認可 発行日 火 金

発 行 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 鳥 取 県 公 報 刷 印 所